

(職印省略)
群老連第4号
令和5年4月3日

各郡・市老人クラブ連合会会長
玉村町長寿会連合会会長
上野村長寿会会長
神流町老人クラブ連合会会長
榛東村長寿会会長
吉岡町老人クラブ連合会会長

} 様

群馬県老人クラブ連合会
理事長 大貫 森次

役員等の改選に伴う異動報告について（依頼）

平素、本会の運営につきましては格別のご理解、ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、令和5年度は本会の理事・評議員等の改選期とはなっていませんが、各郡・市老連（玉村町長寿連、上野村長寿会、神流町老連、榛東村長寿会、吉岡町老連を含む。）における役員改選の状況に応じて、下記により、役員等の改選に伴う異動報告を提出くださるようお願いいたします。

また、各郡市老連から選出されている女性委員並びに広報委員・機関誌「みーつけた」地域通信員が交代される場合も、同様に、所要の異動報告を提出くださるよう併せてお願いいたします。

なお、異動報告に係る提出書類は、別紙1及び別紙1-2を参照してください。

記

提出期限

令和5年4月28日（金）

退任役員等

1 理事の任期は、選任日である令和4年6月28日から2年後の定時評議員会開催日までとなっています。

今回は2年間の任期途中の一部改選ですので、辞任届の提出が必要です。

○辞任届（様式5-1）

2 評議員の任期は、選任日である令和2年6月17日から4年後の定時評議員会までとなっております。

今回は4年間の任期途中の一部回線ですので、辞任届の提出が必要です。

○辞任届（様式5-2）

3 女性委員、広報委員及び機関誌「みーつけた」地域通信員の任期は、令和4年6月28日から2年後の定時評議員会までとなりますが、辞任届の提出は不要です。

就任役員等

1 各郡・市老連からの推薦により、県老連の役員等が構成されます。

令和5年度に役員改選のある郡市・単独活動町村老連においては、令和5年度の県老連役員等候補者について、別紙2「役員等の就任状況と令和5年度役員等の推薦数」に基づき、推薦書、履歴書、就任承諾書、旅費支給基準表及び住民票（該当者のみ）の提出をお願いいたします。

○推薦書（様式1）

○履歴書（様式2-1、様式2-2）

○就任承諾書（様式3-1、様式3-2、様式3-3）

○旅費支給基準表（様式4）

○住民票…理事・評議員候補者のうち、平成25年4月1日以降初めて就任する候補者は、住民票を提出してください。費用は県老連が負担しますので、別添請求書を併せて提出してください。

2 各郡市・単独活動町村老連の総会前であっても、候補者が決まっている場合は、上記1の就任役員等の関係書類の提出をお願いいたします。

なお、県老連では、6月29日に開催する評議員会において、役員等の選任を行う予定です。

3 6月29日午前の評議員会には、現在就任している評議員並びに新たに就任されるご予定の評議員の両方の出席をお願いいたします。

また、6月29日には臨時理事会の開催も予定されていますが、今回新たに選任される理事の出席をお願いいたします。

定款・選任規則・設置要綱

定款、理事・評議員・女性委員・広報委員各選任規則及び機関誌「みーつけた」地域通信員設置要綱は、別紙3～別紙7を参照してください。

○定款抜粋 別紙3

理事…第29条～第37条 評議員…第13条～第17条

○理事・評議員選任規則 別紙4

○女性委員選任規則 別紙5

○広報委員選任規則 別紙6

○機関誌「みーつけた」地域通信員設置要綱 別紙7

様式について

異動報告に係る各種提出書類につきましては、本会ホームページ上にも掲載いたしますので、ご活用ください。（本会ホームページのトップページにある「各種申請について」を選択してください）